(令和4年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する認知症の症状、知的障がい、精神上の障がい等がある者の権利擁護を図るため、法人後見事業、市民後見人の育成等を行う団体に対して、各務原市法人後見体制整備支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の市長が認める法人のうち、次条各号に掲げる補助事業の全てを行うものとする。

(補助事業)

- 第3条 補助事業は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、それぞれ当該各号に 定めるものとする。
  - (1) 法人後見事業 法人が成年後見人等(成年後見制度における成年後見人、保佐人又は補助人をいう。次号において同じ。)に就任し、その事務を行う事業又はその体制を整備する事業
  - (2) 市民後見人育成事業 法人が市民後見人(成年後見人等に就任し、その事務を 行う市民をいう。次号において同じ。)を育成するために行う事業又はその体制を 整備する事業
  - (3)後見監督事業 法人が市民後見人の後見監督人(成年後見制度における成年後 見監督人、保佐監督人又は補助監督人をいう。)に就任し、当該市民後見人が行う 事務を監督する事業又はその体制を整備する事業
  - (4) 関係機関との協議 前3号に掲げる事業を適切に実施するために行う成年後見 制度に関わる関係機関との協議

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は、 補助事業に係る経費のうち、次の表に掲げるものであって、市長が必要かつ適当と 認めたものとする。 人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料並びに備品購入費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内の額で補助対象経費から自主財源、寄附金その 他の収入額を控除した額とする。

(交付申請に係る添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書には、事業計画書、収支予算書その他市 長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(実施報告)

第7条 規則第11条に規定する補助事業実施報告書には、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添付し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して50日を経過した日までに市長に提出しなければならない。

(返還)

- 第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助 金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるこ とができる。
  - (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(関係書類の保存)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。